

高市政権の憲法・平和・民主主義破壊への暴走を阻止する特別決議

我々は、先の大戦の痛苦の経験を教訓に制定された日本国憲法のもとで、平和と民主主義の実現を求め続けてきた。しかし、「戦後レジームからの脱却」を掲げた安倍政権以降、有事法制・敵基地攻撃能力の保有・安保三文書改定など、歴代内閣によって憲法と平和・民主主義が蹂躪され、高市政権は「戦争する国」へと暴走を続けている。

戦争と武力による現状変更を禁じた国連憲章と国際法、日本国憲法は戦後レジームとされるが、それからの脱却は戦前回帰・復古的国家の実現を意味し、そのために、高市首相は「国論を二分する政策に果敢に挑戦する」と自らの政治姿勢を明言している。

第221回特別国会で、高市政権は、物価高騰に苦しむ労働者・国民の暮らしを顧みることなく、9兆円もの軍事費を盛り込んだ軍拡推進の26年度予算を59時間という短時間の審議に抑え込んで強行採決した。

一方で、高市首相が信条とする国家主義的政策に踏み込み、憲法破壊、平和と民主主義の危機を醸す悪法の数々を、政権にすり寄る野党会派を抱き込み、会期延長の末に成立させた。まさに、言論の府たる国会の底が抜けたともいえる異常さであった。しかし、労働者・国民の目はごまかせるものでなく、高市首相の強権的な国会運営と悪法強行に不安と批判が高まり、高市首相の支持率は急落した。

そもそも、数を力に国会を運営すること自体、民主主義の破壊といえるが、強行採決された悪法の数々は、憲法が求める基本的人権を抑圧し、個人の自由を奪い、委縮させるものである。国家情報会議設置法は、スパイ防止法導入の突破口となり、政権批判・政治談議はおろか、港湾でいえば物流情報の伝達さえ「秘密漏洩」の罪と問われかねない。国旗損壊処罰法は、何が罪になるかの定義もなく刑法の罪刑法定主義を逸脱させるだけでなく、国旗への思いという内心の自由を取り締まる治安維持法を彷彿させる稀代の悪法と言える。男系男子の養子縁組を盛り込んだ皇室典範の改定は、法の下での平等に反し、ジェンダー平等社会への流れにも逆行するものである。

重要なことは、いずれの悪法も憲法が求める基本的人権実現の政府責任を後退させ、高市政権の憲法改悪への暴走を加速させることに繋がっていることである。

労働者・国民の中に、政治の急速な右傾化に危機感と怒りが広がっている。「平和」と「安心・安全」を担保することが政治の要諦であり、ましてや、港湾労働者の生命を危険にさらす港湾の兵站基地化は絶対に容認できない。港湾労働者は、憲法を破壊し、平和と民主主義を蹂躪する高市政権の暴走を許さない。そのために、多くの労働者・国民、平和を求める諸団体と共同し、たたかうことを決意するものである。

以上、決議する

2026年9月17日

全国港湾労働組合連合会 第19回定期大会